

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年11月18日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年12月5日から同月25日まで縦覧に供する。

平成26年11月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 雀池地区	高松市創造都市推進 局産業経済部土地改 良課
高松市林地区土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西原1号地区	〃
香川県三郎池土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (農道事業) 平石下地区	〃
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 川北地区	〃